が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数

八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た

第三千九百七十一号

平成二十七年

右 右 建設業者の許可の取消し..... 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定..... 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定. 選挙管理委員会 同 県三 県中 文県 保高 (民地局):: 化民化生 同同険縮 同 局域 : : :  $\equiv$ ≕.

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万 数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の

正 誤

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事

務

局

:

三.

指定居宅介護支援事業者

平成二十四年三月三十日号外第二十六号規則中..... みこ 5 ら い 課も :

껃

名

称

所 在 地

名

称 所

在

地

年指

月日定

示

青森県告示第百六十九号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十七年三月十八日

より公示する。

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

告

示

目

次

青森県知事 Ξ 村 申 吾

1 41		
人 社会 心会 社会 法	氏名 称 又 名は	指定居宅サ
二二の三 水野尾字懸樋二 所川原市大字	所在地又は住所主たる事務所の	ービス事業者
訪問看護	類 b の 和	ご居 ス宅 Dサ 重
程護 ホーション ハルニレンョン	名称	事居宅サーご
二水五二野所	所	業ス
の尾川 三字原 懸市	在	業業を行
樋大 二字	地	所う
<b>=</b> 平	年指 月 日定	

青森県告示第百七十号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 次のと

平成二十七年三月十八日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

居宅介護支援事業を行う事業所

	ントD マンションテナ リア市小中野五	ター ノザワケアプランセン	ントD マンションテナ リア市小中野五 アナ	ワ ショップノザ イケア
	四六 字古馬屋二三の 八戸市大字鮫町	支援サー ビスみどりヶ 丘居宅	四六 字古馬屋二三の 八戸市大字鮫町	ルール 社フ
	目九の一六八戸市高州一丁	業所あじさい居宅介護支援事	目九の一六八戸市高州一丁	合同会社優玖
	の二 町字熊ノ沢三五 八戸市大字尻内	スえがお 業所ほっとハウ 居宅介護支援事	の二 町字熊ノ沢三五 八戸市大字尻内	友の会社会に
章型	八戸市新井田西	支援事業所 アーチ居宅介護	三丁目四の三八戸市新井田西	社 チ合同会

青森県告示第百七十一号

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号 の規定により公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、次

平成二十七年三月十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

<b>= 平</b> ・成 □ ー	樋大 二字	の尾川 三字原 懸市	二水五 二野所	レョ護 ンス	ハテ訪 ルー問 ニシ看	訪問 問 看 養 防	二二の三 水野尾字懸樋二 五所川原市大字	人拓心会 社会福祉 法
年月日	地	在	所	称	名	の <sup>†</sup> 種類 類	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又 名は
指定	所を	業事業	事し	予防#	行介護	護	業者	事指定介護

告

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十七年三月十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成二十七年三月九日

= 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人難病心身障がい児者を支えるみなの会

代表者の氏名

Ξ

駒井 優子

主たる事務所の所在地

兀

平川市中佐渡南田一八の二

五 定款に記載された目的

いに関する正しい知識を普及する事業を行い、障がい者が安心して暮らせる環境: この法人は、難病心身障がい児者やその関係者を支援する事業及びこれらの障が

地域をつくることを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十七年三月十八日

青森県知事 Ξ 村

申 吾

\_ 氏名 外崎 富清

商号又は名称

外崎板金加工店

Ξ 主たる営業所の所在地 平川市碇ヶ関山神堂一二三の一

許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第一二四八〇号

兀

五 取消年月日 平成二十七年二月十六日

氏名

溝江

義博

六 取消しに係る建設業の許可 屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、 平成二十七年二月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 溝江建築

主たる営業所の所在地 弘前市大字湯口字一ノ細川三〇の一

兀 許可番号 青森県知事許可 般 二四)第九一七八号

平成二十七年二月二十三日

取消しに係る建設業の許可

五

取消年月日

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

ಶ್ಶ により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十七年二月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 有限会社三冷機

代表者の氏名

主たる営業所の所在地 八戸市小中野八丁目一五の一六

許可番号 青森県知事許可 般 = 第三〇〇四九〇号

届出に

取消年月日 平成二十七年二月十七日

五 兀 Ξ

取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

る

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十六年十二月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

## 挙 理 委 員 会

選

青森県選挙管理委員会告示第十九号

の規定により次のとおり告示する。 法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第八条第二項において準用する場合を含む。) 五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、 とを合算して得た数) を、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第 乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数 える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を 三分の一の数 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超 平成二十七年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び 第八十一条第二項及び第八十六条第四項 (地方教育行政の組織及び運営に関する 第八十条第四

平成二十七年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

五五一 人

	إ		Ā	Ē
	ŧ		木木	
青木	号	番	目	森市長
É	-		<u>٦</u>	発行所・発行

東奥印刷株式会社森市第二問屋町三丁目|番七七号|刷所・販売人|

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

号外第二六号平成三 亭三 行年月 号日 規 X 則 分 第三 番 号 号 ペ ヿ ジ 下 段 行 改め、 の次に「障害児通所支援事業等又は」 を加える 同様式の注の2中「副氏耳、」 誤 改める 正

正

発発

誤

南津軽郡選挙区 西津軽郡選挙区 東津軽郡選挙区 に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) ¥ 七、二七四 六六一 九〇五 人 人 人

平川市選挙区

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万 十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万 を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万 を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (その総数が四 四〇、九四一 黒石市選挙区 弘前市選挙区 三戸郡選挙区 北津軽郡選挙区 つがる市選挙区 むつ市選挙区 三沢市選挙区 五所川原市選挙区 青森市選挙区 上北郡選挙区 十和田市選挙区 八戸市選挙区 Ó -t \_ 九 九 六五、 Ξ Q 一 =  $\frac{\acute{}}{-}$ 〇六三 <u>〇</u>八 〇 六 四九〇 八七一 九六〇 九六八 六六四 八〇 八四四 五八

人人人

人 人 人

こ تع も み 5 しし 課